



平成 27 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名 サンリン株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳澤 勝久
(J A S D A Q ・ コード 7486)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 大槻 清人
電話 0263-97-3030

平成 28 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する
承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
平成 28 年 3 月期 第 1 四半期報告書
2. 延長前の提出期限
平成 27 年 8 月 14 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 27 年 9 月 11 日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 27 年 8 月 3 日付けにてお知らせした「当社従業員による不正行為のお知らせ並びに平成 28 年 3 月期第 1 四半期決算発表延期のお知らせ」のとおり、当社の一支店において従業員による不正行為（架空仕入を利用した金銭着服並びにその隠蔽のための架空棚卸資産及び架空売上の計上）が発覚し、当社では直ちに社内調査委員会を設置し、また外部の会計アドバイザー専門会社の支援を受け、専門的及び客観的見地から、売上・仕入・棚卸資産計上等疑義のある取引に関し、事実関係や背景事情等の調査分析を行い、適切な会計処理の検討及び再発防止策の策定等を行うことが必要であるとの結論に至りました。

当社の監査法人である有限責任 あずさ監査法人による通常の前四半期レビューにおける手続と比べて追加的な手続が必要であり、また過年度の財務諸表並びに連結財務諸表等について、遡及修正が複数年に亘ることから、過年度分も含め監査並びに前四半期レビュー手続の完了、及び過年度の有価証券報告書及び前四半期報告書の訂正報告書並びに訂正前四半期決算短信及び訂正決算短信等訂正書類の作成には相当数の時間を要することが想定されることとなりました。

以上のような状況から、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限である 8 月 14 日までに当第 1 四半期報告書の提出は困難であるとの判断に至り、提出期限を平成 27 年 9 月 11 日とした提出期限延長の承認申請を行うことといたしました。

以上